

命をまもる、リハーサル

市内2つの小学校区で 防災訓練が実施されます

地域の自主防災・自助・共助をテーマに、防災意識の高揚を図り、緊急時の避難行動が円滑に行えるよう、地域主催の防災訓練が実施されます。

富里第一小学校区

取り組みもう 地域のみならず 防災活動

- 日程 10月9日(金) [雨天決行]
 - 場所 富里第一小学校
 - タイムスケジュール ※雨天時は一部内容を変更します。
 - ▼ 午後1時20分 講演会(陸上自衛隊第 空挺団 市消防署)
 - ▼ 午後2時10分 脱出シミュレーターでの避難(児童のみ)
 - ▼ 消防団による放水演習の見学
 - ▼ 午後2時35分～午後4時30分 初期消火訓練 ○ 煙体験ハウス ○ 心肺蘇生、AED、三角巾による応急措置、簡易担架の作成 など
- 富里第一小学校区まちづくり協議会
林田 ☎ 080(6526) 5261



日吉台小学校区

つながり 地域の絆と 助け合いの和

- 日程 10月25日(日) [小雨決行]
 - 場所 日吉台小学校
 - タイムスケジュール
 - ▼ 午前8時 防災行政無線発令 自治会毎に安否確認後、日吉台小学校へ
 - ▼ 午前9時～正午
 - 消防操法実演 ○ 初期消火訓練
 - AED取扱の訓練と心肺蘇生法
 - 非常食の調理実演と試食
 - 防災資機材の展示
 - 避難所体験 ○ 防災マップ公開説明
- 日吉台小学校区防災連合会 室井
☎ (91) 1964



市国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者を対象に

「人間ドック・脳ドック」の費用の一部を助成します

国民健康保険、後期高齢者医療制度加入者の疾病の早期発見や早期治療による健康増進を図るため、人間ドックと脳ドック検査費用を助成します。

■ 対象

- ▼ 次の条件を全て満たす人
 - 国民健康保険の人
 - 申請時に市内に住所を有し、市国民健康保険に1年以上継続して加入している人
 - 受検日時時点で40歳以上の人
 - 市税などを滞納していない世帯に属する人
- ▼ 後期高齢者医療制度の人
 - 申請時に市内に住所を有し、県後期高齢者医療制度に1年以上継続して加入している人(国民健康保険の加入期間と通算します。)
 - 市税などを滞納していない世帯に属する人
- ※ 健診項目が重複するため、人間ドックの助成を受ける人は、特定健康診査または後期高齢者健康診査の受診はできません。人間ドックの助成が健康診査のどちらか一方になります。
- ※ 脳ドックは2か年連続して助成を受けることはできません。

■ 助成金額

- 検査費用の2分の1(限度額2万円)
- ※ 市の予算の範囲内での助成



申し込みから検査まで

- ① 医療機関で人間ドックなどの予約をします。
- ② 予約後、国保年金課で申請の手続きをしてください。
- ③ 申請時の持ち物
 - 印鑑
 - 申請書は国保年金課窓口に備え付けてあるほか、市のホームページからダウンロードできます。
- ④ 後日、市から「承認書」を送付しますので、承認書・保険証などを持参し受検します。

■ 契約医療機関

医療機関名	所在地	電話番号	人間ドック	脳ドック
日吉台病院	富里市日吉台1丁目 6-2	☎ (92) 00001	○	—
聖隷佐倉市民病院	佐倉市江原台2丁目 36-2	☎ 043 (486) 0006	○	○
高根病院	芝山町岩山2308	☎ 0479 (77) 1133	○	○
成田赤十字病院	成田市飯田町90-1	☎ (22) 2311	○	○
亀田総合病院附属幕張クリニック	千葉市美浜区中瀬1-3	☎ 043 (296) 2321	○	○

国民年金 65歳になったら請求を

「55歳になると自動的に年金が支給される」と思っていないと、年金は支給されません。65歳になったら、年金請求書の提出を忘れないようにしてください。

問い合わせ先

- 国民健康保険について
国保年金課国保班
☎ (93) 4083
- 後期高齢者医療制度について
国保年金課
高齢者医療年金班
☎ (93) 4085

国民年金保険料 5年の後納制度開始

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することで、将来の年金額を増やすことができる「後納制度」が、10月1日(木)から3年間限りの特例として開始されました。

なお、老齢基礎年金を受給している人などは、後納制度の利用はできません。後納制度を利用するには、申し込みが必要です。詳しくは問い合わせください。

国民年金保険料 専用ダイヤル ☎ 0570(01)050

年金相談

毎月年金相談を実施しています。相談は無料で、申し込みは不要です。

- 日時 10月15日(木) 午前10時～正午 / 午後1時～3時
- 場所 市役所分庁舎1階 会議室

国保年金課高齢者医療年金班 ☎ (93) 4085

看護師等届出制度が開始されます

10月1日から「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の一部が改正となり、病院などを退職した保健師、助産師、看護師、准看護師は千葉県ナースセンターへの届出が努力義務となりました。届出方法など、詳しくはホームページを確認するか問い合わせください。

- 届出が必要な場合
 - 病院などを退職した
 - 看護師などの業務に従事しなくなった
 - 看護師などの免許取得後、業務に直ちに従事しない

届出先 千葉県ナースセンター ☎ 043 (247) 6371 HP <http://www.cna.or.jp>